

令和 5 年 4 月 26 日

令和 5 年度のヒアリ対策（案）

1. 基本方針

令和元年 10 月 21 日ヒアリ関係閣僚会議申合せ事項及び令和元年度に実施された緊急対応を踏まえ、引き続き複数の女王アリを含む大規模な集団への対応および全国における水際対策を徹底し、さらに改正外来生物法による規制の強化及び関連指針や基準等の適切な運用を通じ、政府一丸となってヒアリの国内定着を防ぐ。

2. 法的規制の強化（環境省、農水省）

令和 5 年 4 月 1 日に改正外来生物法を全面施行するとともに、ヒアリ類を要緊急対応特定外来生物に指定。また、改正外来生物法に係るヒアリ類と疑われる生物が付着等している貨物等の移動制限、移動禁止等の規定について適切に運用。

3. 水際等における調査及び防除の徹底

○港湾調査の実施（環境省、国交省）

- ・中国等と定期コンテナ航路を有する全国 65 港湾を対象に年 2 回実施。特にヒアリの侵入の可能性が高い 15 港湾（外貨コンテナ取扱量の多い 10 港湾及びその他過去にヒアリが確認された 5 港湾）において、自治体や港湾管理者が実施する調査等と連携しながら、ヒアリの主な活動期間（春～秋）を通じて月 1 回程度調査を実施。
- ・関係者との連携及びモニタリング強化を目的にモデル港の取組を四日市港において実施し、四日市港におけるヒアリ対策マニュアルを策定

○空港調査の実施（国交省、環境省）

- ・国際線が定期的に就航する全国 9 空港を対象に年 2 回以上実施。特に貨物取扱量（国際）の多い 3 空港において、ヒアリの主な活動期間（春～秋）を通じて月 1 回程度調査を実施。
- ・その他の空港は国際線の就航実績に応じて実施
- ・貨物取扱量（国際）の多い 3 空港の周辺部において、ヒアリのモニタリングを実施

○植物防疫所におけるヒアリ調査の実施（農水省）

- ・輸入植物検査時に荷口の目視調査を実施
- ・ヒアリと疑われる昆虫の同定依頼への対応を実施

○大規模な集団への対応(大阪港咲洲及び福山港周辺地域)（環境省）

- ・港湾地域及び周辺において、生息リスクの高い場所を中心に春季及び秋季に可能な限り面的にヒアリ確認調査を実施
- ・自治体等が実施する各管理施設等での調査と連携して実施
- ・港湾関係者、関係事業者等への注意喚起を実施。さらに関係自治体を通じた住民、

利用者への注意喚起を実施

○ヒアリ確認地点での防除（環境省、国交省）

- ・発見個体はすべて殺虫処分し、確認地点の周辺 2 km において確認調査を実施
- ・周辺 2 km の調査はフォローアップとして確認の年から 3 シーズン目まで実施

4. 関係機関・関係者との連携体制の強化

○ヒアリ類に係る対処指針の適切な運用（環境省、国交省、経産省その他省庁）

- ・改正外来生物法を受け、環境省及び国交省が令和 5 年 4 月 25 日に「ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針」を公布。当該指針に基づき、事業者がヒアリ類発見時の通報体制の整備やヒアリ類の侵入・定着を防止するための措置をとるように適切に運用。

○ヒアリ類の消毒、廃棄基準の適切な運用（環境省）

- ・改正外来生物法を受け、令和 5 年 5 月に公布予定の消毒、廃棄基準に基づき、ヒアリが発見された際に適切に消毒、廃棄が行われるように運用

○水際・防災対策連絡会議の枠組みを活用した情報共有と連携強化（国交省）

- ・水際・防災対策連絡会議の枠組みを活用し、ヒアリ対策の関係者による情報共有やヒアリ対処指針に関する関係者への詳細な説明の場を設ける等連携強化を推進。

○輸入事業者等向け協力依頼（国交省、農水省、経産省、財務省、国税庁）

- ・ヒアリ類に係る対処指針に基づくヒアリ類発見時の連絡体制の整備やとるべき拡散防止措置などについて関係事業者等に周知を徹底する
- ・侵入元対策の必要性や技術情報等について、専門家からの最新の提案を踏まえ情報提供を実施

○船会社等への協力依頼（国交省）

- ・ヒアリが生息する国から我が国に寄港している国内外の主な船会社等に対し、ヒアリに関する情報収集を依頼

5. 新規技術による対策の強化

○新規技術の導入や関係者との協力による水際対策の強化（国交省、環境省）

- ・効果的な除草や簡易な舗装面の補修技術の導入等による港湾管理の向上
- ・ヒアリ探知犬や画像判定技術等の技術導入による調査の効率・効果の向上
- ・人材育成や役割分担を通じた体制の強化

6. 侵入元への対策

○関係者と協力した侵入予防対策（環境省、国交省、農水省、経産省、国税庁）

- ・中国との連携・協議を継続
- ・日中韓三カ国環境大臣会合、日中韓生物多様性政策対話、生物多様性条約等の枠組みを活用した国際連携の強化

- ・わさび成分やワンプッシュ製剤等の新規技術の検討と事業者による導入の促進

7. 情報発信及び普及啓発

○国民への情報発信（全省庁）

- ・ヒアリ相談ダイヤルやチャットボット、HP等を通じ常時正確な情報を提供
- ・地方公共団体等と連携して適時・適確な情報発信を行い、ヒアリに対する正しい理解を広め、国を挙げた定着防止の取組に理解と協力を得る

○関係者へのヒアリ講習会の内容・参加機会の充実（環境省）

- ・従来、ヒアリ類の基礎知識の説明を中心に実施していた自治体・事業者向けの講習会について、新たに対処指針に基づきとるべき措置にも焦点を当てて講習内容を拡充するとともに、オンライン開催も併用して関係事業者の参加機会を拡充。開催にあたっては関係府省庁と連携して周知を図る。

○消防関係機関・医療関係機関への注意喚起（消防庁、厚労省）

- ・都道府県の関係部局、消防関係機関及び日本医師会等の医療関係機関に対して、ヒアリに刺された場合の傷病者に対する適切な対応や留意事項について周知を図る。